

(2) 生命保険金は特別受益になるのか？

生命保険金

原則 特別受益にならない。**例外** 相続人間の不公平が大きい場合は特別受益になる。特別受益
肯定例 **1**

保険金額（合計）：1億0129万円

遺産の総額（総額）：1億0134万円

特別受益
肯定例 **2**

死亡保険金等（合計）：約5200万円

遺産価額（相続開始時）：61%を占める

婚姻期間（被相続人と妻）：3年5か月程度

特別受益
否定例

死亡保険金：782万円

相続財産：6997万円の場合

(3) 贈与の価額はいつを基準に計算するのか？

持ち戻し計算の対象になる「贈与」は贈与財産の評価金額になりますので、贈与財産はいつを基準に評価するのかということは問題になりますが、それは相続開始時です(民904)。

贈与の価額

「贈与の価額」は相続開始時の時価

金銭の場合は贈与時の現金価値を
相続開始時の価値に修正される。

総理府（現内閣府）統計局編

「家計調査年報」及び「消費者物価指数報告」等で修正

贈与財産が滅失した後で補償金を得た場合は
その補償金を物価上昇率で修正した金額